

北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導検査実施要綱

5北教子字第3786号
令和6年2月27日
区長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）の規定により実施する支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「施設等」という。）に対する指導検査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、支援法、児福法、東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月東京都北区条例第24号）、東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月東京都北区条例第23号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令（以下「関係法令」という。）に照らし実施し、必要な助言及び指導並びに是正の措置を講ずることにより、施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給の適正化を図り、もって小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

- 第3条 指導検査は、関係法令を基本に、指導検査に関する国及び東京都の通知、これまでの指導検査実績等を総合的に勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- 2 指導検査が画一的及び形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、施設等の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。
 - 3 法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、事業の経営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続きを進める。
 - 4 指導検査の実施及び指導検査結果の処理に当たっては、関係部署及び東京都との情報交換を密にする等して十分な連携を図る。

(指導検査の対象)

第4条 前条の規定による指導検査の対象（以下「検査対象者」という。）は、次に掲げる

者とする。

- (1) 支援法第31条の規定による確認を受けた教育・保育施設の設置者等
- (2) 支援法第43条の規定による確認を受けた地域型保育事業を行う者等
(指導形態等)

第5条 指導検査は、次の各号に掲げる指導の区分に応じて、当該各号に定める方法により実施するものとする。

- (1) 集団指導 検査対象者を一定の場所に集めて講習等を行うこととする。
- (2) 実地指導 次条に規定する実地指導の方法により行うこととする。
- (3) 巡回指導 指導検査を補完するため、検査対象者に対し、運営基準等の遵守状況についての確認、指導及び運営面の相談等を行うこととする。

(実地指導の種類)

第6条 実地指導は、一般指導検査及び特別指導検査に分けて実施する。

- 2 一般指導検査は、原則として指導検査事項全体について、施設等の所在地において行う検査をいう。ただし、必要に応じて、あらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。
- 3 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、検査後に施設等から改善報告書等が提出された場合は、書面によるほか必要に応じ、現地で確認する検査を行うものとする。
- 4 特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め、重点的又は改善が図られるまで継続的に行う検査で、実地において行う。
 - (1) 施設等が、法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営等に重大な支障を及ぼしていると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - (2) 一般指導検査による改善の措置が認められないとき。
 - (3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査の実施方針)

第7条 区長は、指導検査を開始するまでに、北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）を年度ごとに別に定め、指導検査を重点的かつ効果的に行うための保育行政の動向を踏まえた指導検査の重点項目を定めるものとする。

(指導検査計画等)

第8条 区長は、一般指導検査の実施に当たり、毎年度指導検査を開始する時までに、実施時期及び班編成を含む指導検査計画を別に定めることとする。

- 2 施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等によりそのおそれがあると認められる場合は、指導検査計画にかかわらず適宜検査を実施する。

(調査書等の提出)

第9条 区長は、第7条に規定する実施方針等を踏まえ、実地指導に必要な指導検査項目

を掲げた施設調査書（以下「調査書」という。）を作成の上、送付し、毎年度指定期限までに、施設等に対して調査書及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

（指導検査基準）

第10条 区長は、別表に定める評価区分に従って、指導検査項目、関係法令及び評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定めるものとする。

（一般指導検査の実施）

第11条 区長は、一般指導検査の実施通知を、原則として一般指導検査を実施する前に検査対象に到達するよう送付するものとする。

2 施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等によりそのおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず一般指導検査の開始時に文書を提示する等の方法により当該検査を実施することができる。

3 一般指導検査を実施するための指導検査班は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員2名以上で編成するものとする。

4 検査員は、検査基準に基づき、調査書等を参考に、分担して当該検査を実施する。この場合において、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にある者が相互の関係を調整する。

5 一般指導検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、検査対象者に対して、実地検査指導事項票を用いて、当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。

6 講評は、係長級の職にある者が全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等状況によっては、現地での講評は行わず関係者を招致して行うことができる。

7 一般指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部署の職員、関係行政機関職員又は施設等に関係する者に対し、当該検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

（一般指導検査後の取扱い）

第12条 検査員は、一般指導検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合は、そのことを明確にした上で、指導検査事務を担当する課の長へ報告する。

2 検査員は、前項の検討結果に基づき一般指導検査の結果を検査対象者に対し、文書で通知する。この場合において、検査基準に定める評価区分に定める文書指摘事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。

3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告及び前項の規定による通知は、当該検査の終了後速やかに行う。

4 第2項に規定する文書指摘事項が認められる場合は、区長は、一般指導検査結果の文

書指摘事項について、検査対象者に対し、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。

- 5 関係行政機関に対しては、必要に応じ、一般指導検査の結果を通知し、又はこれと協議を行う等して連携を密にする。
- 6 度重なる一般指導検査によっても改善の措置が認められないときは、特別指導検査の実施対象者（以下「特別指導検査対象者」という。）とする。

（特別指導検査の実施）

第13条 前条第6項の規定により特別指導検査を実施する場合の実施通知は、一般指導検査に準じて、事前に文書により行う。ただし、特別指導検査の目的と効果を勘案し、当該検査の開始時に文書を提示する等の方法により行うことができる。

- 2 特別指導検査を実施するための指導検査班の体制は、原則として課長級以上の職にある者を長とする職員3名以上で編成するものとし、課長級以上の職にあるものを除く職員のうち1名以上は、係長級以上の職にあるものとする。
- 3 特別指導検査は、当該検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。
- 4 特別指導検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者及び施設長等に対して当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致して行うこともできる。
- 5 特別指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部署の職員、関係行政機関の職員又は施設等に関係する者に対し、当該検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

（特別指導検査後の措置）

第14条 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、その概況について、指導検査事務を担当する部の長に報告し、必要に応じ関係行政機関と協議する。

- 2 特別指導検査の検査員は、指導検査結果について、特別指導検査対象者に対し、理由を付して文書により通知する。この場合において、文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。
- 3 前項に規定する文書指摘事項について、特別指導検査対象者は、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書を提出するものとする。検査員は、その改善内容を確認するとともに、必要に応じ指導を継続的に実施する。
- 4 改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき又は前項の改善内容を確認した結果、改善の意思がないと認められるとき又は改善を怠っていると認められるときは、

法令の定めるところにより行政処分を行うための手続きを進める。

- 5 利用者支援に重大な影響が及んでいる等の緊急を要すると認められるときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、直ちに法令に基づく処分の手続きを進めることができ

る。

(指導検査結果の活用)

第15条 指導検査の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、関係部署及び関係機関に提供する。

2 指導検査の結果のうち文書指摘事項及び改善状況については、原則として北区公式ホームページへ掲載し、区民へ広く情報提供する。

(指導検査の総合的な企画及び調整)

第16条 指導検査に関する総合的な企画及び調整を行い、当該検査に係る重要事項等については、必要に応じて関係部署及び関係機関等と協議する会議を設ける。

(指導方針の継続、統一の確保)

第17条 指導検査の実施に当たり生じた疑義及び関係法令の解釈については、関係部局等との調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(東京都との連携)

第18条 区長は、指導検査の実施に当たっては、東京都と必要な連携を行う。

2 区長は、指導検査に係る情報について、東京都と相互に必要な情報の連携を行う。

(指導検査情報の公開)

第19条 指導検査に関する情報は、個人情報の法令等により非開示とされている場合を除き、公開に努める。

(要綱の適用除外)

第20条 他の法令、条例、規則又は要綱に定めのある検査、指導及び監査については、この要綱の適用を除外する。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は子ども未来部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表 評価区分（第10条及び第12条関係）

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>関係法令、関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>関係法令以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、関係法令、関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>関係法令、関係通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>